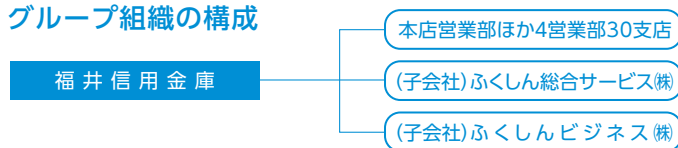


■ 金庫及びその子会社等の主要な事業内容及び組織の構成

「福井信用金庫」グループは、福井信用金庫と100パーセント出資子会社であるふくしん総合サービス(株)とふくしんビジネス(株)で構成されており、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務やメール業務などの金融サービスを提供しております。

グループ組織の構成



子会社に関する状況

会社名	ふくしん総合サービス株式会社	ふくしんビジネス株式会社
所在地	福井市田原2丁目3番1号	坂井市丸岡町西里丸岡10号15番地
資本金	30百万円	30百万円
当金庫議決権比率	100%	100%
設立年月日	昭和62年7月10日	平成18年7月7日
主要業務内容	当金庫のためのメール業務、現金精査整理事務、ATM機器の管理等	火災保険の期日管理及び火災保険証券・債権書類の集中保管・管理業務等

直近の事業年度における事業の概況

連結子会社であります「ふくしん総合サービス(株)」は、売上高は前期比6,328千円減少の1億2,500万円となり、経常利益は5,888千円となりました。

また、「ふくしんビジネス(株)」は、売上高は前期比1,341千円減少の38百万円となり、経常利益は2,119千円となりました。

その結果、今期の連結決算における経常収益は98億4,100万円、経常利益は16億1,500万円となりましたが、この連結決算業績は、連結決算の中心であります当金庫単体の業績によるものが大部分を占めております。

5 連結会計年度における主要な経営指標の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益(千円)	9,645,729	9,108,884	12,146,800	9,765,405	9,841,640
連結経常利益(千円)	1,543,364	856,443	1,291,198	842,883	1,615,302
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,286,363	403,374	981,429	1,110,895	1,466,249
連結純資産額(百万円)	58,394	58,316	56,212	57,298	49,692
連結総資産額(百万円)	893,101	923,920	890,354	892,220	887,878
連結自己資本比率(%)	17.32	17.51	17.29	16.70	16.37

連結信用金庫法開示債権について

令和7年3月末連結決算の連結信用金庫法開示債権については、単体決算と同額となっております。

事業の種類別セグメント情報

連結子会社である「ふくしん総合サービス(株)」「ふくしんビジネス(株)」は、信用金庫業務以外に事業を営んでおりませんので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

■ 連結財務諸表の作成方針

○連結の範囲に関する事項

連結の範囲に含まれた子会社 2社
ふくしん総合サービス(株)、ふくしんビジネス(株)

○連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は3月31日であります。

○剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

■ 連結の範囲に関する次に掲げる事項

1. 連結の範囲に関する事項

- イ. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この条において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありませぬ。
- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結子会社の数 2社
ふくしん総合サービス株式会社
ふくしんビジネス株式会社
連結子会社の主要な業務内容は、上記子会社に関する状況をご覧ください。
- ハ. 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

- 二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。
 - ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要
該当ありません。
2. 自己資本調達手段の概要
当金庫グループは、毎期からの蓄積である内部留保(利益剰余金)を中心に自己資本の充実を図っており、令和7年3月末現在で外部から調達している自己資本は、地域のお客さまからお預りしている当金庫の普通出資金のみであります。
3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
令和6年度における自己資本比率は16.37%と国内基準の4%を大きく上回っており、連結グループ内の経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスポージャーにおいても、特定分野に集中することなく、リスク分散が図られております。また、将来の自己資本の充実につきましては、今後も利益の積み上げにより自己資本の充実を図ってまいります。

財務諸表等【連結】

■ 連結貸借対照表

科 目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)		
現金及び預け金	293,180	267,998
買入金銭債権	41	27
金銭の信託	2,428	2,793
有価証券	204,377	220,242
貸出金	385,064	388,549
その他資産	8,285	8,281
有形固定資産	4,419	4,498
建物	1,577	1,456
土地	2,321	2,402
建設仮勘定	—	2
その他の有形固定資産	520	637
無形固定資産	161	175
ソフトウェア	128	143
リース資産	5	4
その他の無形固定資産	27	27
退職給付に係る資産	558	784
繰延税金資産	445	891
債務保証見返	619	597
貸倒引当金	△ 6,741	△ 6,364
資産の部合計	892,840	888,476

■ 連結損益計算書

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	9,765,405	9,841,640
資金運用収益	8,055,249	8,325,028
貸出金利息	4,443,296	4,681,732
預け金利息	473,839	678,122
有価証券利息配当金	3,015,484	2,842,481
その他の受入利息	122,628	122,692
役務取引等収益	1,154,570	1,076,821
その他業務収益	177,813	124,265
その他経常収益	377,772	315,524
貸倒引当金戻入益	—	114,490
償却債権取立益	164,056	31,870
その他の経常収益	213,716	169,163
経常費用	8,922,522	8,226,338
資金調達費用	41,749	453,749
預金利息	35,559	448,782
給付補填備金繰入額	2,934	2,690
借入金利息	1,902	941
その他の支払利息	1,353	1,335
役務取引等費用	756,738	765,671
その他業務費用	1,186,756	566,133
経常費用	6,502,820	6,243,998
その他経常費用	434,456	196,786
貸倒引当金繰入額	311,029	—
その他の経常費用	123,426	196,786
経常利益	842,883	1,615,302

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(負債の部)		
預金積金	831,989	835,591
借入金	766	282
その他負債	1,378	1,516
賞与引当金	417	395
役員賞与引当金	13	13
役員退職慰労引当金	272	247
睡眠預金払戻損失引当金	19	13
偶発損失引当金	64	125
債務保証	619	597
負債の部合計	835,541	838,784
(純資産の部)		
出資金	4,406	4,372
利益剰余金	51,609	53,028
会員勘定合計	56,016	57,400
その他有価証券評価差額金	1,282	△ 7,708
評価・換算差額等合計	1,282	△ 7,708
純資産の部合計	57,298	49,692
負債及び純資産の部合計	892,840	888,476

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
特別利益	104,149	14,738
固定資産処分益	104,149	14,738
特別損失	26,596	69,478
固定資産処分損	3,896	58,865
減損損失	10,527	10,314
その他の特別損失	12,172	298
税金等調整前当期純利益	920,436	1,560,561
法人税、住民税及び事業税	13,027	54,032
法人税等調整額	△ 203,487	40,280
法人税等合計	△ 190,459	94,312
当期純利益	1,110,895	1,466,249
親会社株主に帰属する当期純利益	1,110,895	1,466,249

■ 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	50,547,746	51,609,904
利益剰余金増加高	1,110,895	1,466,249
親会社株主に帰属する当期純利益	1,110,895	1,466,249
利益剰余金減少高	48,738	48,122
配当金	48,738	48,122
利益剰余金期末残高	51,609,904	53,028,030

(注)信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成15年4月22日付内閣府令第49号)により、連結剰余金計算書等の様式が改正されたことに伴い、「(資本剰余金の部)」及び「(利益剰余金の部)」に区分して記載することとされておりますが、当金庫には「(資本剰余金の部)」に該当する項目がないため省略しております。

連結財務諸表に関する注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産導入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------------|--------|
| 建物 | 6年～39年 |
| その他の有形固定資産 | 3年～20年 |
- 連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。
- なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数として定額法により償却しております。
- なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
8. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,862百万円であります。
- 連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準による方法であります。
- また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により損益処理
数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それが発生の翌連結会計年度から損益処理
[退職給付に係る負債]については、信用金庫の規則に準じた方法に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- 当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,832,300百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,853,684百万円 |
| 差引額 | △ 21,384百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在）
0.5924%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の積立方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該債権に充てられる特別掛金110百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 当金庫並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。
16. [関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続]は次のとおりです。
- 投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託全体で益の場合は「有価証券利益配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
- なお、当連結会計年度は、「有価証券利益配当金」に投資信託の解約・償還に伴う差損益547百万円を計上しております。
17. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目において、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 6,364百万円 |
|-------|----------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
- 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
- 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- | | |
|--------|--------|
| 繰延税金資産 | 891百万円 |
|--------|--------|
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。
- 当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
18. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
19. 子会社等株式の総額は60百万円です。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は9,826百万円です。
21. 有形固定資産の圧縮記録額は41百万円です。
22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであり、当該証券の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸付貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 8,075百万円 |
| 危険債権額 | 11,694百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | －百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 865百万円 |
| 合計額 | 20,635百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は596百万円です。
24. 担保に供している資産は次のとおりです。
- | | |
|------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 4,400百万円 |
| 預け金 | 1,100百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-----|---------------------|
| 預金 | 2,512百万円（市県民税、歳入金等） |
| 借入金 | 200百万円 |
- 上記のほか、当座借越の担保として預け金25,000百万円、内国為替決済の保証金として預け金25,000百万円を差し入れております。
25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は240百万円です。
26. 出資1口当たりの純資産額は10,471円36銭であります。
27. 金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務を柱とした金融サービスを展開しております。これらの業務は、金利や市場価格の変動等により影響を受ける可能性があります。ことから、資産および負債を一体として管理する資産運用・調達の総合管理（ALM: Asset and Liability Management）を実施し、金利リスクや流動性リスクの適切なコントロールに努めています。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として営業地区内のお客様に対する貸出金であります。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらの資産は、それぞれ発行体の信用リスクや金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 外貨建有価証券については、これらに加えて、為替変動リスクにも晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクを有しております。
- また、変動金利の預金については、金利変動リスクにも晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理
当金庫グループは、「融資取扱規程」および信用リスクに関する各種規定に基づき、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度の管理、信用情報の把握、保証・担保の設定、問題債権への対応など、総合的な信用管理体制を構築し運営しております。
- これらの管理は、各営業店とのほか融資部や経営サポート部が担い、定期的にリスク統括部及び常務会に報告するとともに、必要に応じて理事会において検証を行っております。さらに、信用リスク管理の状況については、信用リスク委員会において検証を行っております。
- また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引におけるカウンターパーティリスクについては、資金証券部が信用情報や時価の定期的な把握により、管理を行っております。
- ②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当金庫グループは、資産・負債の総合管理（ALM）により、金利変動リスクの適切な管理に取り組んでいます。
- ALMに関する規程において、リスク管理方法や運用手続等を明文化し、ALM委員会等で決定された方針に基づき、常務会・理事会において実施状況の確認と、今後の方針について協議しております。
- 日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間構造を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析を通じてリスクをモニタリングし、定期的にリスク統括部へ報告するとともに、必要に応じて常務会・理事会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
為替変動リスクについては、外貨建資産ごとに個別に管理しており、保有内容や為替動向に応じた対応を行っております。
- (iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場性商品については、「余裕資金運用基準」[市場リスク管理マニュアル]に基づき、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。資金証券部が保有している株式の一部には、事業推進目的で保有しているものも含まれており、当該取引先の市場環境や財務状況などを継続的にモニタリングしております。
- これらの情報は資金証券部を通じて、理事会及び統合的リスク委員会に定期的に報告されております。
- (iv)デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「デリバティブ取引運用基準」に基づき適切に実施しております。
- (v)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利変動の影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券（債券および投資信託）」、「貸出金」及び「預金積金」であります。
- 有価証券の市場リスク量（損失額の推計値）は、VaR（分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間5年））により算出しており、当事業年度の決算日現在で7,255百万円となっております。
- なお、有価証券については、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを日々実施しており、使用する計測モデルは、十分な精度で市場リスクを把握しているものと判断しております。ただし、通常では想定し難い市場環境の急変時には、リスクの一部を補足できない可能性があります。
- また、「預け金」、「貸出金」、「預金・積金」については、VaR（分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間5年））により算出しており、当事業年度の決算日現在で2,949百万円となっております。
- 当該VaRの算出に当たっては、対象の資産及び負債を固定金利群と変動金利群に分類し、各金利群において、金利の再設定タイミングに応じて期間別に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いてリスク量を算出しております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定したうえで、当事業年度末において、上方パラレルシフト（金利の一律上昇。日本円の場合は1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が発生した場合、対象となる金融商品の経済価値は6,727百万円減少する見込まれます。
- この想定では、金利以外のリスク係数を一定と仮定しており、金利と他のリスク変数との相関は考慮していません。

財務諸表等【連結】

また、実際に金利が合理的な予想変動幅を超えて変動が生じた場合には、算定された影響額を超える損失が生じる可能性もあります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金融グループでは、関係各社からの情報を基に適時に資金管理を行うとともに、資金調達手段の多様化や、市場環境を踏まえた短期・長期の資金調達バランスの調整により、流動性リスクの管理に努めております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定にあたっては、一定の前提条件や仮定を採用しており、異なる前提に基づいた場合には、当該時価が異なる可能性があります。また、一部の金融商品については、簡便的な計算方法により算出された時価に代替する金額を含めて開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については、(注1)参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、買入手形及びコールローン、買戻先約定、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、売渡手形及びコールマネー、売戻先約定、債券貸借取引受入担保金並びにコマーシャルペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要な要素の乏しい科目については記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時	価	差	額
(1)現金及び預け金(*1)	267,998		254,781		△ 13,217
(2)有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券(*3)	12,600 206,139		10,094 206,139		△ 2,505 -
(3)貸出金(*1) 貸倒引当金(*2)	388,549 △ 6,307		374,611		△ 7,629
金融資産計	868,979		845,627		△ 23,352
(1)預金積金(*1)	835,591		835,634		43
(2)借入金(*1)	282		283		0
金融負債計	835,874		835,918		43

(*1) 現金及び預け金、貸出金、預金積金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自庫保証付私簿債は、DCF法に基づき算出しております。

なお、保有目的のこの有価証券に関する注記事項については29.から33.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金は、すべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*1)(*2)	187
信 金 中 央 金 庫 出 資 金 (*1)	6,677
組 合 出 資 金 (*3)	1,316
そ の 他 出 資 金	2
合 計	8,183

(*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現 金 及 び 預 け 金	140,797	104,200	-	23,000
有 価 証 券	13,024	26,982	65,579	122,606
満 期 保 有 目 的 の 債 券	1,000	900	700	10,000
そ の 他 有 価 証 券 の うち 満 期 有 る も の	12,024	26,082	64,879	112,606
貸 出 金 (*1)	78,162	109,745	83,026	117,616
合 計	231,983	240,927	148,605	263,222

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金 (*1)	767,343	67,330	2	915
借 入 金	200	42	40	-
合 計	767,543	67,372	42	915

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

①売買目的有価証券は保有しておりません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	1,000	1,000	0
小 計	1,000	1,000	0
超 時 価 対 照 表 計 上 額 不 同 の 債 権 の 借 入	-	-	-
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	11,600	9,094	△ 2,505
小 計	11,600	9,094	△ 2,505
合 計	12,600	10,094	△ 2,505

③その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	連結貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
株 式	870	58	811
債 券	8,749	8,747	1
国 債	5,119	5,118	0
地 方 債	2,580	2,580	0
短 期 社 債	-	-	-
社 債	1,049	1,048	0
そ の 他	33,746	28,700	5,045
小 計	43,366	37,506	5,859
株 式	123	128	△ 5
債 券	151,895	165,184	△ 13,288
国 債	67,659	76,751	△ 9,091
地 方 債	12,934	13,354	△ 419
短 期 社 債	-	-	-
社 債	71,302	75,079	△ 3,776
そ の 他	10,753	11,041	△ 288
小 計	162,772	176,354	△ 13,582
合 計	206,139	213,861	△ 7,722

30. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
株 式	6	6	-
債 券	2,554	-	373
国 債	2,554	-	373
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	3,384	572	-
合 計	5,945	579	373

32. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度において減損処理を行った有価証券はございません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価又は実質価格の取得原価又は取得原価からの下落率としております。減損処理に当たり、下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理しており、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額を減損処理しております。

33. 有価証券貸借取引により貸付けられている有価証券は「国債」に合計10,000百万円含まれております。

34. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

運用目的の金銭の信託	貸 借 対 照 表 計 上 額	当 事 業 年 度 の 損 益 に 含 ま れ た 評 価 差 額
運用目的の金銭の信託	2,793	△ 26

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は92,865百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが48,543百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相場の理由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとの条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等を担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を行っております。

36. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 3,184百万円
年金資産（時価）	4,696百万円
未積立退職給付債務	△ 1,511百万円
会計基準変更時差の未処理額	-
未認識繰上計算上の差異	△ 9百万円
未認識過去勤務費用（債務の減額）	△ 71百万円

退職給付対照表計上額の純額 △ 784百万円

退職給付に係る負債 △ 784百万円

37. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.3%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は12百万円増加し、法人税等調整額は12百万円減少しております。

38. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約負債の金額は、他の負債と区分表示しておりません。

その他の負債に含まれる契約負債等の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約負債 269百万円

39. 優先出資の消却

出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した2,000百万円が含まれております。

40. 当連結会計年度の末日後、翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象はございません。

連結損益計算書の注記

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は306円19銭であります。
 3. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、1,072,926千円をしております。
 4. その他の経常収益には、金銭の信託運用益123,010千円、株式等売却益32,445千円、睡眠預金7,394千円、睡眠預金払戻損失引当金戻入額5,484千円を含んでおります。
 5. その他の経常費用には、偶発損失引当金繰入額61,158千円、保証協会責任負担金支払額44,218千円、金銭の信託運用損45,898千円、睡眠預金払戻金19,708千円、貸出金償却13,324千円を含んでおります。
 6. 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用目的の変更等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,314千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
福井市内	営業用店舗 2カ所	事業用不動産	2,358千円
坂井市内	遊休資産 2カ所	所有不動産	2,614千円
越前市内	営業用店舗 1カ所	事業用不動産	2,894千円
丹生郡内	遊休資産 3カ所	所有不動産	2,168千円
今立郡内	営業用店舗 1カ所	事業用不動産	280千円
合計			10,314千円

営業用店舗については、継続的な収支の把握を行っている各営業店(独立店舗においては各支店、[エリア制]店舗については、母店及びサテライト店をグループ化したもの)を最小単位とし、遊休資産については、各資産をそれぞれグループの最小単位としております。本部、未来プラザ、倉庫、保養所等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。
 なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、当年度の「不動産担保評価基準」等に基づき算定しております。
 7. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	一部の取扱手数料等のサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間に集分しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り、貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に関する受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品といった金融取引等に係る収益については「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

自己資本の充実の状況【連結】

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
【コア資本に係る基礎項目(1)】		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	55,998	57,386
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,406	4,372
うち、利益剰余金の額	51,609	53,028
うち、外部流出予定額(△)	48	47
うち、上記以外に該当するものの額	30	33
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	423	452
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	423	452
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	56,422	57,839
【コア資本に係る調整項目(2)】	—	—
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	117	122
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	117	122
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	253	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	558	563
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十%基準超過額	—	—
特定項目に係る十五%基準超過額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	929	685
【自己資本】		
自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)	55,493	57,153
【リスク・アセット等(3)】		
信用リスク・アセットの額の合計額	315,340	331,757
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	16,765	17,237
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	332,105	348,995
【連結自己資本比率】		
連結自己資本比率 [(ハ)/(ニ)]	16.70%	16.37%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況【連結】

■ その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

^(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。
当金庫グループにおいて、本項目に該当する会社はございません。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの額の合計額	315,340	12,613	331,757	13,270
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	311,494	12,459	323,708	12,948
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	279	11	289	11
我が国の政府関係機関向け	687	27	976	39
地方三公社向け	39	1	37	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	59,304	2,372	62,621	2,504
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1	0
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	87,994	3,519	77,075	3,083
中小企業等向け及び個人向け	88,919	3,556	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	51,771	2,070
トランザクター向け	—	—	2,459	98
抵当権付住宅ローン	5,474	218	—	—
不動産取得等事業向け	35,594	1,423	—	—
不動産関連向け	—	—	83,656	3,346
自己居住用不動産等向け	—	—	44,055	1,762
賃貸用不動産向け	—	—	36,653	1,466
事業用不動産関連向け	—	—	2,948	117
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	701	28
三月以上延滞等	599	23	—	—
延滞等向け	—	—	10,383	415
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	1,318	52
取立未済手形	48	1	27	1
信用保証協会等による保証付	1,838	73	1,927	77
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出 資 等	331	13	—	—
出資等のエクスポージャー	331	13	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株 式 等	—	—	376	15
上 記 以 外	30,382	1,215	32,543	1,301
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	15,237	609	15,238	609
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	8,385	335	8,138	325
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,809	72	2,904	116
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	1,284	51
上記以外のエクスポージャー	4,949	197	4,977	199
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,740	149	7,943	317
ルック・スルー方式	3,740	149	7,943	317
④未 決 済 取 引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	105	4	105	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	16,765	670	17,237	689
BI	—	—	—	—
BIC	—	—	—	—
ハ.連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	332,105	13,284	348,995	13,959

^(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらの準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)

6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)

8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

■ 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	延滞エク スポージャー
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国 内	873,128	886,517	395,956	408,602	170,265	195,330	—	—	1,438	15,583
国 外	502	503	—	—	502	503	—	—	—	—
地 域 別 合 計	873,631	887,020	395,956	408,602	170,768	195,833	—	—	1,438	15,583
製 造 業	42,483	47,104	27,131	29,280	15,257	17,729	—	—	312	2,631
農 業、林 業	357	426	357	426	—	—	—	—	—	—
漁 業	67	782	67	80	—	701	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,053	1,041	1,053	1,041	—	—	—	—	—	907
建 設 業	24,330	22,710	23,473	21,204	857	1,506	—	—	150	1,106
電気・ガス・熱供給・水道業	11,408	19,309	1,335	6,324	10,073	12,985	—	—	—	105
情 報 通 信 業	3,635	4,662	274	404	3,278	4,087	—	—	—	26
運 輸 業、郵 便 業	8,702	9,763	5,509	5,308	3,187	4,450	—	—	19	641
卸 売 業、小 売 業	31,856	32,716	27,116	28,677	4,699	3,999	—	—	364	3,248
金 融 業、保 険 業	351,869	330,245	32,376	33,260	26,289	29,880	—	—	—	1
不 動 産 業	44,815	19,598	40,717	16,404	4,083	3,174	—	—	4	763
各 種 サ ー ビ ス 業	53,348	45,628	53,002	44,749	307	840	—	—	331	3,222
地 方 公 共 団 体 等	168,151	183,558	65,414	67,076	102,734	116,478	—	—	—	—
個 人	118,124	148,108	118,124	148,108	—	—	—	—	256	2,924
そ の 他	13,427	21,362	—	6,253	—	—	—	—	—	5
業 種 別 合 計	873,631	887,020	395,956	408,602	170,768	195,833	—	—	1,438	15,583
1 年 以 下	185,406	207,903	15,305	62,111	20,427	13,042	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	144,170	132,469	7,144	21,339	17,024	7,103	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	21,346	42,322	14,014	24,011	7,292	18,111	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	31,270	54,787	17,368	35,784	13,901	19,002	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	70,265	100,860	51,870	50,991	18,394	49,869	—	—	—	—
10 年 超	398,186	325,916	289,459	214,212	93,726	88,704	—	—	—	—
期間の定めのないもの	22,985	22,759	794	152	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	873,631	887,020	395,956	408,602	170,768	195,833	—	—	—	—

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、未決済為替貸、前払費用、未収収益、仮払金、その他の資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産、債務保証見返、投資信託、投資事業組合が含まれます。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	目 的 使 用	そ の 他	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製 造 業	403	358	358	369	89	5	313	353	358	369	1	8
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	890	889	889	886	—	—	890	889	889	886	—	—
建 設 業	588	566	566	550	6	11	582	554	566	550	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	624	619	619	595	—	—	624	619	619	595	—	—
卸 売 業、小 売 業	1,134	1,368	1,368	1,274	16	147	1,117	1,221	1,368	1,274	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	412	392	392	397	—	—	412	392	392	397	—	—
各 種 サ ー ビ ス 業	1,767	1,814	1,814	1,640	30	59	1,736	1,755	1,814	1,640	9	—
地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	297	326	326	361	4	38	292	288	326	361	3	4
合 計	6,120	6,338	6,338	6,075	147	262	5,972	6,075	6,338	6,075	13	13

(注)1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 当金庫グループでは、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

自己資本の充実の状況【連結】

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウエイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
令和6年度						
現金	8,047	—	8,047	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	95,261	—	95,261	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	97,080	600	92,256	60	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,892	—	2,892	—	289	10
我が国の政府関係機関向け	9,767	—	9,767	—	976	10
地方三公社向け	185	—	185	—	37	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	272,795	10,000	272,795	10,000	62,621	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8	—	8	—	1	23
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	121,311	15,386	117,264	1,864	77,075	65
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	76,940	76,626	73,791	7,772	51,771	63
トランザクター向け	—	59,358	—	5,935	2,459	41
不動産関連向け	116,140	—	114,803	—	83,656	73
自己居住用不動産等向け	80,160	—	79,074	—	44,055	56
賃貸用不動産向け	33,699	—	33,456	—	36,653	110
事業用不動産関連向け	2,280	—	2,271	—	2,948	130
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	701	—	701	—	701	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,917	501	7,760	61	10,383	133
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,586	—	1,582	—	1,318	83
取立未済手形	136	—	136	—	27	20
信用保証協会等による保証付	29,538	281	29,154	34	1,927	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	376	—	376	—	376	100
合計					291,164	

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウエイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウエイトの区分ごとの内訳(1)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF/信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	8,047																
我が国の中央政府及び中央銀行向け	95,261																
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け	92,316																
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け		2,892															
我が国の政府関係機関向け	0	9,767															
地方三公社向け				185													
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				257,238		23,548							2,007				
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				5		2											
カバード・ボンド向け																	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)				17,002									43,500				
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け		103		14,865									5,090				
トランザクター向け				844									5,090				
不動産関連向け		354		14,361	1,641	5,420	27	371	35	2,922	48	1,933	3,575	201	1,361	67	
自己居住用不動産等向け		354		14,361	1,641	4,624	27		35	2,922			3,575				67
賃貸用不動産向け						796		371			48	1,933		201	1,361		
事業用不動産関連向け																	
その他不動産関連向け																	
A D C 向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		70		91									879				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		31		295													
取立未済手形				136													
信用保証協会等による保証付	9,911	19,277															
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等																	
合計	205,537	32,496		304,175	1,641	28,969	27	371	35	2,922	48	7,024	49,962	201	1,361	67	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

自己資本の充実の状況【連結】

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウエイトの区分ごとの内訳(2)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF/信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和6年度																
現金																	8,047
我が国の中央政府及び中央銀行向け																	95,261
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け																	92,316
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	2,892
我が国の政府関係機関向け																	9,767
地方三公社向け																	185
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																	282,795
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																	8
カバード・ボンド向け																	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)		1,203		42,668			14,754										119,128
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け		60,029					1,474										81,564
トランザクター向け																	5,935
不動産関連向け	45,524	8,462			101	100	15,103	747				12,439					114,803
自己居住用不動産等向け	45,401	6,063															79,074
賃貸用不動産向け		2,398				100	15,103					11,140					33,456
事業用不動産関連向け	123				101			747				1,298					2,271
その他不動産関連向け																	
A D C 向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等													701				701
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)							507					6,273					7,822
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							1,256										1,582
取立未済手形																	136
信用保証協会等による保証付																	29,189
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等															376		376
合計	45,524	69,696		42,668	101	100	17,993	15,103	747			19,414	376				846,572

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	206,901
0.75%	—	14,059
10%	—	28,054
20%	278,396	53,546
35%	—	14,919
50%	36,684	847
75%	—	113,292
100%	2,504	117,337
150%	—	272
250%	—	6,814
合計	873,631	

- (注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーの額は信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

告示で定める リスク・ウェイトの区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
1. 40%未満	567,965	20,940	50.009	573,255
2. 40%~70%	102,249	50,966	10.000	107,114
3. 75%	71,532	15,286	10.562	69,696
4. 80%	—	—	—	—
5. 85%	43,990	9,336	12.609	42,668
6. 90%~100%	19,013	6,485	12.055	18,195
7. 105%~130%	15,935	—	—	15,850
8. 150%	19,615	380	13.060	19,414
9. 250%	376	—	—	376
10. 400%	—	—	—	—
11. 1250%	—	—	—	—
12. その他	—	—	—	—
合計	840,679	103,394	19.169	846,572

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単体と同様です。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー		1,942	1,138	24,556	26,205	—	—

- (注)1. 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
 2. 保証を適用している主要な保証人の種類は、中央政府、地方公共団体、外国の中央政府(以上、リスク・ウェイト0%)及び消費者ローン・住宅ローンの信用保証機関(適格格付機関による外部格付に基づくリスク・ウェイト20%)などです。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

《連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)》

該当する取引はありません。

《連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)》

該当する取引はありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
上 場 株 式 等	865	865	1,477	1,477
非 上 場 株 式 等	6,869	—	6,867	—
合 計	7,734	—	8,344	—

- (注)1. 上場株式等には、上場投資信託を含めております。
 2. 非上場株式等には、「信金中金出資金」「その他出資金」勘定として計上している非上場の出資等を含めております。
 3. 非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

自己資本の充実の状況【連結】

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

			令和5年度	令和6年度
売	却	益	7	32
売	却	損	24	—
償	却		—	1

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				令和5年度	令和6年度
評	価	損	益	785	806

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

当該出資等エクスポージャーについては、時価を把握することが極めて困難と認められることから評価損益は認識しておりません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

		令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		34,158	34,809
マンドート方式を適用するエクスポージャー			
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー			
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー			
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー			

■ 金利リスクに関する事項

金利リスク量

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		令和6年3月末	令和7年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
1	上方パラレルシフト	29,299	27,347	1,108	1,235
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステイプ化	21,087	20,782		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	29,299	27,347	1,108	1,235
		ホ		ヘ	
		令和6年3月末		令和7年3月末	
8	自己資本の額	55,493		57,153	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「リスク管理態勢」の項目に記載しております。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

単体の項目 (信用金庫法施行規則第132条等)		本編	資料編	連結の項目 (信用金庫法施行規則第133条等)		本編	資料編	
1 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項 イ. 事業の組織 ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 ハ. 会計監査人の名称 ニ. 事務所の名称及び所在地		30		1 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項 イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ロ. 金庫の子会社等に関する事項				
		31				25		
		31						
		37					25	
2 金庫の主要な事業の内容		32		2 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの イ. 直近の事業年度における事業の概況 ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標			25 25	
3 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの イ. 直近の事業年度における事業の概況 ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		6	5	3 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ハ. 自己資本の充実度に関する事項 ニ. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益の額及び資産の額として算出したもの			26 25	
		22						
		23						
4 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項 イ. リスク管理の体制 ロ. 法令遵守の体制 ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ニ. 金融ADR制度への対応		10		4 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの			30 25	
		26					24	
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ハ. 自己資本の充実度に関する事項 ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) 第102条第1項第5号に掲げる取引 ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ヘ. 貸出金償却の額 ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨		1	13					
6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの							24	
7 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認							1	
任意開示項目				任意開示項目		本編	資料編	
1 金融再生法に基づく開示項目				1 金融再生法に基づく開示項目			13	
2 経営者保証に関するガイドラインへの取組状況				2 経営者保証に関するガイドラインへの取組状況		12		